

広報
かつうら
131号

部平の己味部
有千情会選一

新緑の季節
大空に舞う

'81
5月号

町民のうごき：昭和56年4月1日現在
世帯数 1,940戸・人口男3,990 女4,052 計8,042・出生男2女3計5・死亡男6女3計9・転入男19女14計33・転出男26女34計60
広報かつうら5月号=131・昭和56年5月1日発行・編集と発行 勝浦町総務課 でんわ (088542)-2511(代)

3月議会

昭和56年度
一般会計予算

19億1,000万

新年度予算決まる 伸び率は8.6パーセント

昭和五十六年三月定例会は、三月十一日開会し、昭和五十六年度一般会計予算など二十議案と諮問一件を原案どおり可決し、三月二十六日閉会しました。

この議会で決った
おもなもの

● 一般会計補正予算

昭和五十五年度の補正予算は、一億一千六百六万五千円を減額し、総額は十九億九百六十四万五千円となりました。

● 特別会計補正予算

昭和五十五年特別会計補正予算は次のようになりました。
国民健康保険事業会計
四億九千五百三十八万円
簡易水道事業会計
五百六十七万六千円
住宅新築資金等貸付事業会計
四千九百一十一万円

● 昭和五十六年度
一般会計予算

昭和五十六年度一般会計当初

予算は、十九億一千三百四十六万三千円と決りました。
この予算額は、前年度当初予算より一億五千五百四十四万八千円の増加となりました。
その原因は普通建設事業費が増加したことや、義務的経費の増加も一因となっています。

● 区長・保健・指導部長
の報酬額を改正

この改正で、区長の年間最高限度額は、七万五千円、保健、指導部長の年間最高限度額は、二万二千円となりました。

● 勝浦町使用料
条例の一部を改正

ブルドーザーの使用料が二千七百円から三千円に改正されました。

● 勝浦町敬老年金
支給条例の一部を改正

敬老年金の支給額が八十歳以上のかたについては、三千円から五千円に、九十歳以上のかたについては、五千円から八千円にそれぞれ改訂されました。

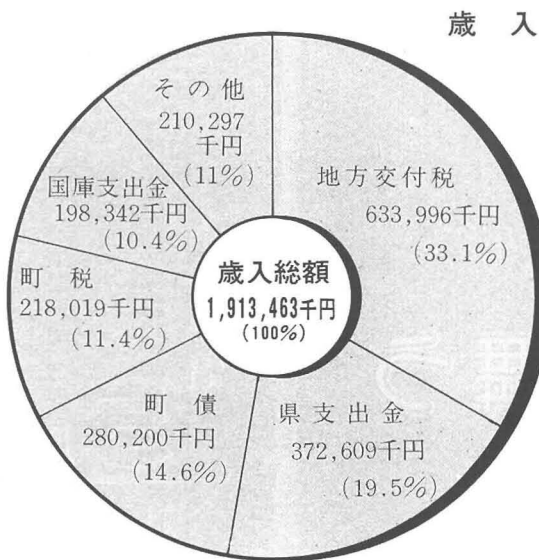
● 消防条例の一部を改正

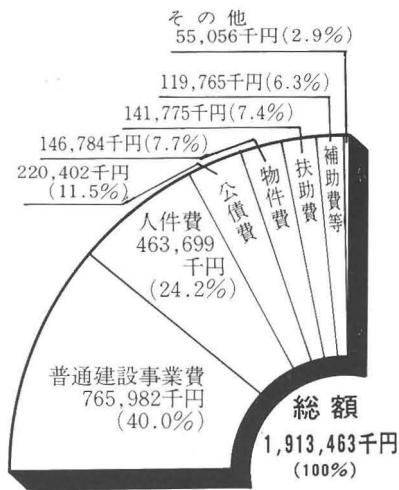
この改正で、消防団員の年間報酬が次のように決りました。

団 長	六万六千円
副団 長	五万五千円
分団 長	三万円
副分団長	二万五千円
班 長	一万四千元
団 員	一万三千元

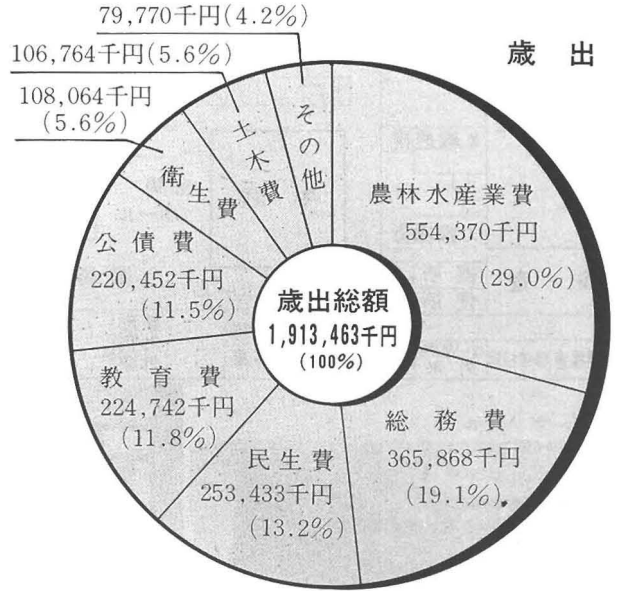
● 人権擁護委員を選任
任期満了による、人権擁護委員に、次のかたが再任されました。
田中 實さん (今山)

昭和56年度一般会計当初予算は、十九億一千三百四十六万三千円と決まり、前年度当初予算より八、六割の伸びとなりました。
歳入、歳出のうちわけは次のグラフのとおりです。

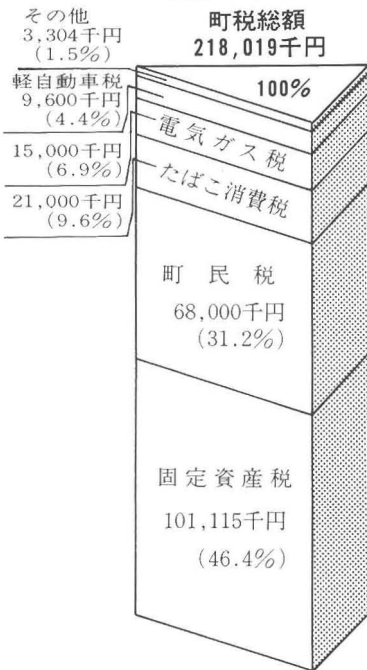




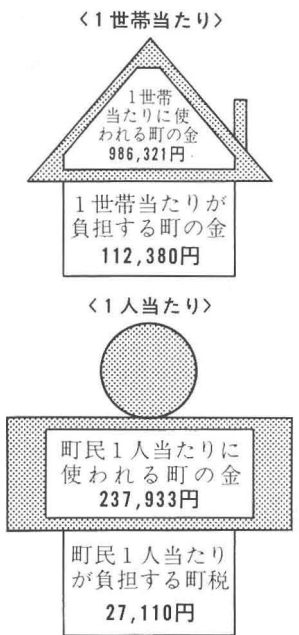
歳出の経費別分類



町税のうちわけ



町税負担のうちわけ



五月から 印紙税がかわります

五月一日から印紙税の税額がかわりました。おもな改正点は次のとおりです。

- ◆ いままで百円の印紙税がかかっていた文書の印紙税額が二百円になるなど、印紙税の税額が二倍に引き上げられました。
- ◆ 商品券・ギフト券などの物品切手で券面金額が記載されていないものであっても、引換給付される物品の価額が明らかなきは、その金額に応じて印紙税がかかることになりました。
- ◆ 不動産売買契約書、請負契約書などで契約金額が記載されていないものであっても、見積書、注文書などを引用しているときは、その見積書、注文書などに記載されている金額に応じて印紙税がかかることになりました。

なお、詳しいことは徳島税務署(電話・徳島二一四一三二)または税務相談室(電話・徳島二五一一九三三)でおたずねください。 徳島税務署



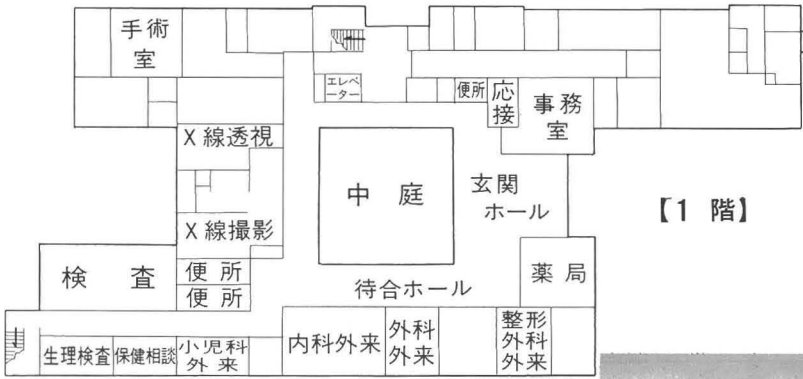
勝浦病院

開院に向けて順調に進む

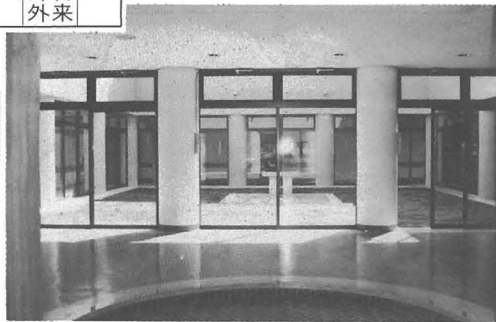
勝浦病院では、三月二十五日に移転改築工事を完了し、その後院内の内装、診療設備、医療機械器具の搬入・設置等を五月下旬開院に向けて順調に進めています。

開院に先だち、病院の施設・

診療について前号に引き続きお知らせします。施設の概要は、

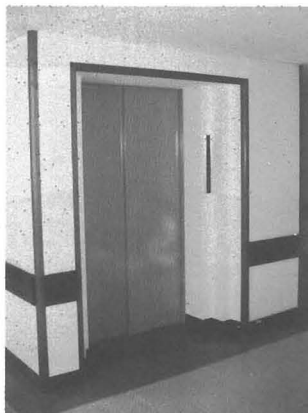
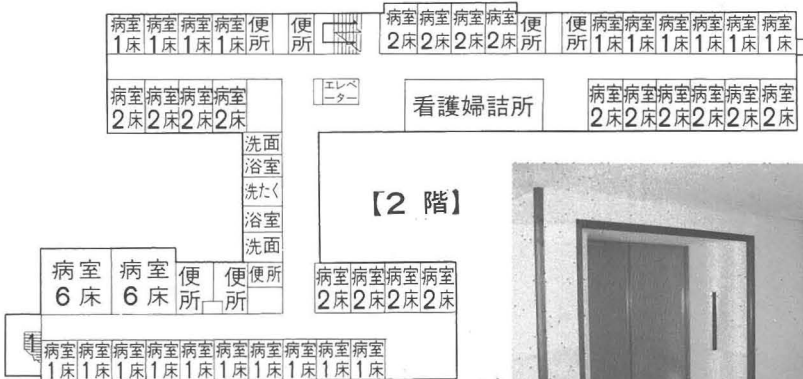


↓ 待合ホール



↑ 玄関ホール

- 前号で述べましたので今回は、院内各階の診療診察室などを位置図によってご紹介します。
- 一階 外来診察室（内科・外科・整形外科・小児科）、薬局、検査室、レントゲン室、手術室、事務室、給食棟などです。
- 二階 入院病棟（四十室・六十八床）と看護婦詰所などです。
- 三階 医局と入院室（一室・五床）です。
- 四階 機械室です。



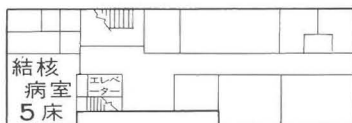
→ エレベーター

診療科目と診療日

曜日	診療科目
月	内科・外科・小児科
火	内科・整形外科
水	内科・外科・小児科
木	内科・外科
金	内科・外科・小児科
土	内科・整形外科

診療受付時間 午前九時から午後五時（土曜日は正午）まで
 となっておりますが、特に小児科、

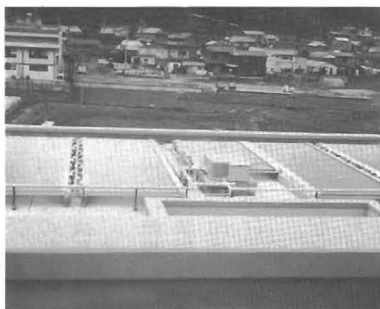
【3階】



【4階】



→ 屋上にソーラーシステムを完備



→ 病室廊下



外科は、午後に健診・手術等が多いのでできるだけ午前中に診察を受けてください。
 診療開始日については、現在のところ決まっていますが、決定しだい広報・有線等でお知らせします。

陳情経過

異常低温による

みかん類の被害対策

二月下旬の異常低温により、本町の基幹作物であるみかん類は、かつてない致命的な大被害を受けました。そこで、直ちに「みかん危機対策

本部(本部長・町長、副本部長・議会議長と両農協組合長)を開設し、被害農家に対する救済について全力をあげて取り組み、強力な運動を開始しています。以下、その後の経過を報告します。

三月九日 議会全員協議会を開き、被害対策について協議。県と国に対し全力をあげて救済陳情することを決定する。

三月十日 県知事、県議会議長ほか各関係機関へ被害の実状を訴え、速やかに救済措置を講ずるよう陳情する。

三月十一日 武市知事が実状調査のため来町する。

三月十六日 みかん危機対策本部専門部会を開催し、現在策定の勝浦町農業振興実施目標の十か年計画を五か年に短縮することを決定する。

三月二十一日 森下元晴、井上普方、後藤田正晴各衆議院議員が実状調査のため来町する。

三月二十二日 亀長友義参議院議員が実状調査のため来町する。

四月一日～三日 東京陳情開始する。まず第一班の町長、議会議長ほか議員六人と両農協



国から多数の調査団が来町した

還期限を二年以上延長すること。

三 被害農家に対して再生産に要する経費(苗木・穂木・肥料・薬剤等)について特別助成を願いたいこと。

四 果樹共済を早期支払うこと。

五 現在実施中のうんしゅうみかん園転換促進事業の助成率を引き上げるとともに、みかんからみかんへの転換も認めること。

四月十四日 自由民主党みかん等農作物寒害調査団(団長田代由記男参議院議員)が来町。

秋田大助衆議院議員、内藤健参議院議員、三木武夫衆議院議員(代理)が同行する。

またこの日に、政府は閣議において今回のみかん類寒害に対し、徳島県を天災融資法と激じん災害法の適用県とすることを決定した。その内容は次のとおりです。

一 低利の再生産資金の融資

(一) 貸付け限度額 果樹栽培者は四百八十万円(ただし被害額の八十割以内)

(二) 償還期限 七年以内

(三) 貸付け金利 三パーセント

二 制度資金の償還期限の延長 については、その資金の貸付けを受けている者が、その償還内に再度天災を受けた場合は個々について検討する。

三 みかんからみかんの転換については、五十六年度は認める予定。

四月十七日 徳島県農業共済組合連合会(会長・亀長友義)に対し、みかん樹体共済の被害認定について陳情。次のとおり答弁がある。

一 樹体被害については、伐採を希望する場合は、四月二十日までに町の共済組合へ申し出た場合に限り、町でその処理を決定する。ただし、抜根または元から伐採の場合は、七月三十一日までまっもらいたい。

二 共済金の支払いについては、中間払いは事務の都合で問題

(次のページへ)

行楽シーズンを安全に

ドライバーの皆さん、
次の8つの事項を守り、
ドライブの安全を心がけましょう。

1. “無理をしない、他人に迷惑をかけない”の精神で！
2. スケジュールは余裕をもって！
3. 出発の前にクルマの健康診断を忘れずに。
4. シートベルトの着用を！
5. お酒を飲んだらハンドルをにぎらない。
6. 行楽の開放感から、スピードは出しすぎないように！
7. 長時間のドライブは、運転は交代で！
8. いつブレーキをかけてもだいじょうぶといえるように、十分な車間距離をとろう。

行楽にはできるだけ電車やバスを利用しましょう。

(前ページより)
がある。年内には支払いができる。
また当日、県町村会と県知事との間においてみかん類寒害対策について協議があり、桜木町長のみかん苗木の特別助成の依頼に対し、「枯死園については、できるだけご期待にそうよう努力します」との答弁があった。
四月十八日 社会党みかん等農作物寒害調査団(团长・田中恒利参議院議員)来町。井上普方衆議院議員が同行する。
四月二十日 県議会果樹議員連盟(会長・中西文夫県議員)

議長)実状調査のため来町する。
四月二十日、二十二日 東京陳情第二班出発。町長、議会議長ほか議員六人と議事事務局長が県選出国會議員全員と農林水産大臣および同省幹部職員に対し被害対策について再度陳情する。
四月二十六日 三木武夫衆議院議員実情調査のため来町する。以上が現在までの陳情経過です。
政府も今回のみかん類寒害については、その被害の大きさに驚き、勝浦町陳情団に対しご理



愛鳥週間
5月10日～16日

解をしめされました。
しかし、現在進めている、うんしゅうみかん園転換促進事業との関係もあり、その要望実現が十分果たせていない面もあるので、今後も努力して、みかんの被害対策に強力に取り組みますので、町民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

四国電力だより

目をたいせつに

近視の原因にはいろいろありますが、勉強部屋の照明が悪いということも大きな原因です。読書、勉強には十分な明るさをもったけい光灯スタンドが必要です。

目を守る照明

<5つのポイント>

- ① 読みやすい明るさに
- ② 明るさにムラがないように
- ③ 「まぶしさ」がないように
- ④ 「カゲ」にならないように
- ⑤ いつも明るく

(1)読みやすい明るさに

小学校高学年
200ルクス以上

中学生用ルクス以上
200ルクス以上
高校生用ルクス以上

15ワット以上のけい 光灯スタンドを
20ワット以上のけい 光灯スタンドを

医療講演会

—ウイルス性肝炎の撲滅をめざして—

徳島肝炎の会では、昨年六月に結成されて以来さまざまな活動をしてきましたが、このたび、次のとおり医療講演会を開催することになりました。

現在までに、徳島県・徳島市・医師会・看護協会・薬剤師会・検査技師会・NHK・四国放送・

徳島新聞社などに、協力を呼びかけています。皆さんもぜひ参加して、医療講演会の成功のためにご協力をお願いします。

◆講師 織田 敏次先生
(東京大学内科教授)

◆座長 岸 清一郎先生
(徳島大学内科助教授)

◆日時 七月十九日(日)
午後一時から

◆場所 農協会館(佐古駅裏)
徳島市南二軒屋町神成八三六
徳島肝炎の会
山本正憲(☎53-13607)

足による家庭教育

家庭教育シリーズ(8)

前回までに、目・口・耳・手をテーマに家庭教育を論じて来ましたが、最後に足をテーマに考えてみたいと思います。

現代の子どもたちは、たいへん足が弱くなったといわれます。これは、体力が欠けている、行動力がないということだと思えます。

このごろの親たちは、わが子を幸福に導くものは優れた学習能力であるとして、スポーツや運動を軽視しており、適切な運動によって養われた体力が自発的に勉強する意欲を生み、学習能力を身につける原動力となることを見逃しています。その体力こそ人間の幸福を築くものであることを見直さなければなりません。

この体力をつくるものは、跳力、走力をはじめとして、支える、持ち上げる、押す、引くなどの力の源泉となる足の力であります。

原因があつて、子どもばかりを責めてもどうしようもありません。かわいそうだという気持ちをふり捨て、できるかぎり歩かせることをしなければなりません。

足が丈夫なことで、体力が強くなることで、耐力や持続力を養い、家業や仕事に大いに役立つことになりす。

また、足の鍛練によって養われる機敏性によって、子どもを事故から救うこともできます。

このように、足を鍛えることは体力をつくることであり、それは人間の生命を守り、よりよき生活、よりよき活動を助長することになるので、足を強くする教育はたいへんたいせつなことになります。

また、今の子どもは口は達者だが実行力がないともいわれています。いくらすばらしいことを考え出しても、それをすぐ実行にうつす体力がなければなりません。実行力、実践力の乏しいことは、体力の不足、足の運動力の不足を意味しているものです。動くことをたいそうがらない人間はよく実践します。

足にけがをしても、足の傷ぐらいとあなどりますが、足こそ人間の身体を守り、人間を積極的に、活動的にさせるたいせつな力を持っているものとして、家庭教育での重要性を認めなければなりません。

身体の部分をテーマとした家庭教育シリーズはこれで一応終わり、次号からは違った角度から記述いたします。

親子がなんでも話しあえる
家庭づくりを……



まがし

今、少年たちに必要なのは
大人の愛と勇気……

少年の非行を防ごう!

少年の非行は年々エスカレートしてきています。

このまま手をこまねいては、少年非行はますます増えつつけていきます。

わたしたちのまわりには、少年の非行を助長するよな風俗、環境がかなりあります。そして家庭も子ども

もたちの自由や権利をはき違えた「放任」になりがちです。何も言わない親、叱ろうともしない親、社会のルールに違反していても見て見ぬふりをする大人。少年非行の背景にはそんな大人の無関心が大きな原因として潜んでいると言えなくもありません。

今、少年たちが望んでいるのは、大人の叱る勇気と叱る愛ではないでしょうか。

交通安全

飲酒運転を追放しよう

恥かしい飲酒運転率県下一

交通三悪の一つである飲酒運転が目だつています。

飲んだら乗るな

乗るなら飲むな

先日、小松島警察署が飲酒運転の取り締まりを行った結果、本町の町民がたいへん多く、残念なことにも県下一飲酒運転率が高い町ということになり、強いおしかりを受けました。交通安全宣言の町としてこんな恥かしいことはありません。



ゆっくり走って安全運転

あなたの家庭で、こんな会話

……できていますか？

封建時代のしくみの中で

娘…今日学校で部落の歴史を習ったわ。
父…今ごろそんなこと習っているのか。

部落は封建時代の政治や経済のしくみの中で、つくられたとわかってい

るのに。
娘…ううんそうじゃないの。阿波の部落史を研究している先生から、より具体的な話を聞いたの。

だれかが部落民にされた時代

娘…徳島市内のある部落がつくられたわけを聞いたんだけど、十六世紀の末に、豊臣秀吉が四国をおさめようとして一宮城を攻めたとき、その土地の領主とのつながりから、しかたなく秀吉の軍勢と戦わされた付近の人びとが、今の部落に押しこまれ、差別されるよ

うになったんですって。

父…それだったら、秀吉が他の場所を攻撃していたら、別の地方の人びとが、差別されるようになっていたかもしれないだね。

娘…そうなんだって、その後、蜂須賀家政が阿波に入ってきたころは、だれが部落民にされるかわからない時代だったっていつていたわ。それに、部落にとじこめられても百年ぐらゐの間は、部落外との結婚もあつたり、農業に専念することもできて、差別も厳しくなかつたそうよ。

とりたてるために

父…それが、阿波藩の財政が苦しくなる元禄のころから、差別が厳しくなつたわけだな。お百姓たちに「やれやれ部落に生まれなくてよかつた」と思わせて、年貢を上手にとりあげてきたわけだ。

娘…おかしいわね。今日、先生の話を聞いていて、部落差別の不合理をひしひしと感じたわ。

差別の原因をとりぞくために

娘…今、同和地区でさかんに道路や住宅がつくられていて、どうしてなの。

父…学校でも勉強したと思うけど、同和地区のひとつの特徴として、人家が密集して、不良住宅が多いという実態があるだろう。あれは、みんな差別の結果なんだよ。

差別が同和地区の人たちを、狭い地域に追ひこんでいったわけだ。このような同和地区の低い実態が、再び部落差別を生み出すという悪循環をくりかえしているんだよ。だから、現在の同和对策事業の、その差別の原因をとり除くためにやっているんだ。

差別の現実を知ろう

娘…よくわかつたわ。ところで、最近よく「同和地区にだけいろいろな事業をするのは不公平だ」という声があるけど、お父さんはどう思う。

父…そういう声、お父さんもよく聞けど、差別の現状を知つたり、差別をされてきた人たちの苦しみを思えば、そんなこといえないと思うよ。

「同和地区は低くてあたりまえ」なんていう気持が、どこかにあるんじゃないかな。だから、無責任なことをいえるんだと思うよ。それに、同和对策事業でつくられた道路や橋は、同和地区の人たちだけのものでなく、すべての人たちに利用され、あるいは、地区外の人たちとの交流をすすめたり、全体のレベルアップにもつながっているわけなんだから。

なぜ無関心に

娘…同和問題の講演会や座談会があつても、どうして人が集まらないのかしら。

父…同和問題は、同和地区の人たちの問題で、自分たちと関係がないと、考えているんじゃないかな。
娘…そうかも知れないわね。

不合理や矛盾がいっぱい

父…決してそうではないんだが、人はみんな今住んでいる社会に不合理や矛盾を、大なり小なり感じていると思うんだけど。

父…みんな本当は気づいていないけど、同和問題は、部落差別という特別な差別があるわけじゃなくて、私たちの社会にあるいろいろな差別が集中的に現れているのにすぎないんだよ。

自分自身の心の解放を

娘…本当よね。今、一番さきにしなればならないことは、そんな古い考え方を、この社会からなくすことなのね。

父…みんな本当は気づいていないけど、同和問題は、部落差別という特別な差別があるわけじゃなくて、私たちの社会にあるいろいろな差別が集中的に現れているのにすぎないんだよ。

娘…わかつたわ、部落差別をなくす運動やとりくみは、決して同和地区の人たちの問題ではなくて、私たち一人ひとりのしあわせを高めることなのね。

父…そうなんだよ。身の回りのどんな小さな差別でも「しない」「させない」「許さない」という態度や行動が、同和問題解決の道につながっていくんだよ。そのためには、自分自身が持っている古い考えや、間違つた心をとりの除いて、自らを解放するという心がけが必要となってくるわけだね。

今月の農作業メモ

今月から本年いっぱい、みかん類については、比較的被害の軽い園を対象として掲載しますのでご了承ください。

みかん

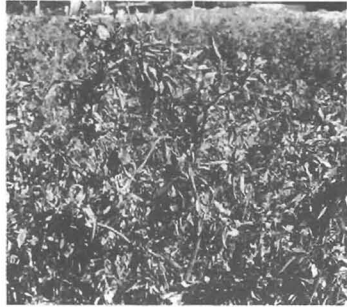
病害虫防除

○こくてん病

今年は今こくてん病の多発が予想されます。それは枯枝が非常に多いからです。常に腰にせん定バサミを持ち歩き、枯枝は見つけしだいに切り取るよう心がけてください。

薬剤での防除はいろいろな方法がありますが紙面の関係で要点のみを記します。詳細は技術員に直接おたずねください。

今月下旬から六月上旬にメルクデラン千倍液を散布する。または下旬に五―四式ホルドー液(六月に入れば六―六式)を散布する。微量要素剤として硫酸マンガンやホウソウを加用するのも良いでしょう。二つを加用するときはでき上がったホルドー液十割当たり十割ずつを加用するようにしてください。どちらか一方



方だけを加用のときは十割ずつとします。

○訪花害虫

毎年果梗部に被害のある園では、開花初期と満開期の二回、デナボン水和剤八百倍液を散布してください。八朔園や開花の早い園ではぜひ実行してください。

○アブラ虫

発生初期にエストックス乳剤二千倍液を散布します。

○かいよう病

展葉初期は銅水和剤八百倍液かマイシン剤千倍液を、後半は五―四式ホルドー液を散布します。特にスグチ園や落葉の多かった他の雑柑類では必要です。

土壌管理
草刈りを行うかグラモキソン

などの除草剤を散布します。ヤブガラシなどの宿根性雑草にはカソロン粒剤を散布します。特に寒波の影響を強く受け枝の枯れ込みのひどい園では、雑草の発生量も多くながちでするので早めに行い、下部から発生する新芽の伸長を助けるよう心がける。

寒害を受けている樹の対策
■枯死部と生き残り部がはっきりした時点で、できるだけ早く切り取り、切り口には必ず接口ウを塗ること。
■大枝は日焼けしやすいため、直射日光の当たらないようワラなどで覆いをすること。
■新芽の展葉と自己せん定が終わりホルドー液の散布可能な時期になれば、硫酸亜鉛と硫酸マンガン加用の四―六式ホルドー液の散布を行います。新葉の充実を助け、樹勢の回復を図り、また、ソウカ病、こくてん病などの防除にもなります。亜鉛とマンガンの加用量は、いずれもでき上がったホルドー液十割当たり十割ずつとする。側枝や亜主枝程度以上に取り込んだ木では、新梢の発生が多いので特に有効です。

う め

今月の作業で高く売れるかどうかが決まります。

黒星病
上旬と下旬の二回トップジンM千五百倍液を散布します。

摘果
上旬に上向果や奇型果、極小果などを中心に行う。

タケノコ

施肥
新親竹の充実と地下茎の伸長を促進させるため下旬―六月上旬に化成肥料を二―三袋施用する。(単肥配合でもよい)

水 稲

倒伏しにくい短稈種のしかも収穫時期の早い、日本晴やミネニシキ等の品種が望ましい。

○種子消毒

塩水選のあと薬剤による種子消毒は必ず行うこと。

○床 土

山土などのP・H値四・五―五・五程度のものを用いること。

ハウスイチゴ

親株植付 地ごしらえのできている床に良い苗を植えることがたいせつです。時期は遅くとも上旬中です。植付けて活着すると、なるべく早めに古葉や早期に発生したランナーは取り除き、除草剤ダイミットを二割当たり四十割を水十―十五割に溶かし、株を避けて散布してください。

ピーマン

定植後の管理 主枝は三本に仕立てるのが普通です。株元のいらぬ枝は早めにかいできてください。

秋まで栽培する場合は、しっかりと支柱にしておきましょう。病虫害の子防散布は早めに行ってください。

収穫 早いものは下旬より始まります。樹勢とも関係が深いので、取り遅れをしないように収穫し、規格に合わせて選別出荷をしてください。

5月30日は消費者の日

農地の転用は 事前に許可を受けてください



農地(田や畑)を宅地や資材

置場、植林など農地以外のものにする場合は、知事の許可を受けてから事業に着手しなければなりません。

最近、特にみかん価格の暴落

や凍害などで、みかん園に植林されるかたが見受けられますが、多くの労力と経費を投じて造成された尊い農地であり、意欲ある農家への貸し借り等も合わせて農作物を栽培、団地化など農地を保護していくよう協力をお願いします。

高所、不適地などで植林する場合は、土地登記簿が「山林」であっても現況がみかん園であれば農地であり、周囲の農地所有者の同意を得て事前に許可を

受けてください。

農地の転用申請は、農振法により線引きで「農用地」と定められている所は、農業を維持経営していく土地として農道、モデル事業その他農業関係補助事業が実施でき、特典もあります。が、転用は認められないのでご注意ください。(農用地は、新農振事業により本年度から二年継続で全町的な見直しをします)

許可を受けずに転用した場合は無断転用として、原状回復等の罰則を課されたり、後日の農地紛争の原因にもなりますので事前に地元農業委員または農業委員会に相談して許可を受けてください。

西日本大会へ！

西日本大会 県予選で優勝

体協野球部

第三回西日本軟式野球大会県予選の決勝戦が四月十七日、蔵本球場で行われ、体協野球部が初優勝を飾りました。

十七チームが参加したこの大会、勝浦体協は圧倒的な強さで那賀川ク、阿波製紙、ファイヤーフライを連破、決勝で徳教群を3-0で下し、西日本大会の出場権を獲得しました。



体協野球部は、五月二十三日から四日間、鹿児島市営球場を中心に開催される、第三回西日本大会に県代表として出場します。

農地の地目変換には 周囲の同意を得よう

周囲の同意を得よう

最近、農地を基盤整備し栽培作物の転換などの目的で「田」から「畑」へ地目変換など、農地の盛土が見受けられます。

このように埋立て後農地として利用する場合は許可を要しませんが、後日に境界、用排水路等の問題、その他紛争の起こらないよう事前に周囲の土地所有者の同意を得てから工事を行ってください。



わたしの 作品

〈川柳〉



花見など云うには遠しくらし向

き 燃えている心静めてお茶を吸む

横瀬 桂木 沮丘

手土産が効いて保険を断われず

冷える夜は鍋物にして帰り待つ

終い風呂私の音痴さらけ出す

立川 堀 梅子

片目待つだるまへ届くいい知ら

せ 待ち切れず野良まで走るいい知

らせ 立川 竹田あゆみ

嫁が来て母の料理が見直され

心の中風吹き抜けて今日失意

横瀬 中田 万里

作業服それが一番よく似合い

上げ底と知ってて安い方を買

生 名 丸山 香月

夫にも反抗期あり口きかず

古里を唄うと土の匂いする

ある日ふと親の素顔を見てしま

い 沼 江 大岡 小枝

脱税で挙げられる程 儲けたい

両親の期待が重いランドセル

人生の道草食って来たあせり

横瀬 稼勢 都景

出詠は毎月七日までに

送りの先 三句ハガキで

稼勢広夫さん(都景)まで

田内在任のかたに限りです。

次回是非句、その次は短歌と交

代にのせます。ふるつてご投句

ください。

坂本谷 富士
賞罰のない身がボロに包まれる
はがき代値上げ電話が愛される
与川内 新居 義子

社会総合大学

『学習日のお知らせ』

短歌学級

五月九日(土)

時間 午後一時から

場所 福祉センター図書室

墨絵学級

五月七日(木)

五月十七日(日)

時間 午後七時から九時

場所 福祉センター図書室

習字学級

五月八日(金)

五月十八日(月)

時間 午後七時から九時

場所 福祉センター和室

なお、昭和五十六年度からの習字学級は、殿川武男(元勝中教頭)先生にご指導いただきますことになり、毎月第一の火曜日、第三の火曜日に予定しています。

善意

ありがとうございます

ございました



松下カヲルさん(星谷) 猪子 重敏さん(棚野) 松浦 照明さん(石原) 泉原 熊夫さん(横瀬) 末廣正太郎さん(坂本) 小西 常雄さん(中角) 細谷 金蔵さん(坂本) 庵本すみこさん(中山) 昭和八年横小卒業生六十歳 記念同窓会
以上のかたから、町善意銀行に善意が寄せられました。心からお礼申し上げます。

♡お誕生おめでとう

生名 大西一司 三女 理子
与川内 上西和秀 二男 昇
与川内 山田兼敬 二男 彦彦

♡ご結婚おめでとう

(中) 東 京都 佐藤 雅博
山 堺 有子
(上) 棚 野 朔 功
勝 町 白井 まちえ

♣おくやみ申します

星谷 松下 繁雄(73歳)
棚野 猪子 勇(81歳)
坂本 平尾 英一(75歳)
沼江 松浦 勇司(14歳)
坂本 細谷トキエ(87歳)
中本 庵本 敬雄(52歳)
坂本 末廣マスノ(88歳)
棚野 寺井 正行(7歳)
中角 小西 新吉(96歳)



百日咳・ジフテリア
破傷風三種混合
予防接種

とき 五月七日(木)

午後一時三十分～二時三十分
住民福祉センター

該当児 二歳～四歳未満の子で
該当者には通知します。

接種できない子

◇熱が三十七度以上ある子

乳児健康診査

◇他の予防接種を受けて一か月以内の子
◇その他医師が不適當と認めたり
※ 母子手帳と印鑑をご持参ください。

とき 五月八日(金)

午後一時三十分～三時
勝浦病院

該当児 昭和五十五年十一月一日～五十六年三月三十一日までに生まれた子

※ 母子手帳をご持参ください。



乳児健診のもよう

一歳六か月児健康診査

これは、運動機能、精神発達の
おくれなど障害をもった幼児

の早期発見、また、生活習慣の自立、むし歯の予防等育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進につとめるものです。ぜひ受診してください。

とき 五月二十二日(金)

午後一時三十分～三時
勝浦病院

該当児 昭和五十四年九月一日～十一月三十日までに生まれた子

※ 問診票と母子手帳をご持参ください。

夜間救急当番表

5月2日	湯浅 病院
④日	勝浦 病院
6日	赤岩 病院
8日	勝浦 病院
⑩日	上勝 診療所
12日	山西 病院
14日	勝浦 病院
16日	上勝第二診療所
18日	湯浅 病院
20日	勝浦 病院
22日	赤岩 病院
②日	勝浦 病院
26日	上勝 診療所
28日	山西 病院
30日	勝浦 病院

平日 午後六時～翌日午前九時
休日 午後七時～翌日午前九時